

「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」特記仕様書

（趣旨）

第1条 この特記仕様書は、「さいたま市週休2日試行工事」（以下、週休2日試行工事という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（発注方式）

第2条 本工事は、週休2日試行工事の発注者指定型として発注する。

（対象期間）

第3条 週休2日の対象期間は、現場着手日から現場完了日までの期間とする。

（休日形態）

第4条 発注者指定型における休日形態は、以下のとおりとする。

休日形態	定義
4週8休相当	現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上

（未達成の対応）

第5条 前条に規定する休日形態の達成が困難となった場合は速やかに発注者へ報告する。また、当初の設計金額において補正している以下の経費分を減額して契約変更を行うものとする。

労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
1.05	1.04	1.04	1.06

（計画及び実施状況の確認）

第6条 受注者は、適宜、4週間を単位とした休日取得計画書を提出し、4週間経過後、休日取得実施書を提出する。また、最終的に対象期間全体における休日取得実績報告書を提出する。

（その他）

第7条 この特記仕様書に定めのない事項については、『「さいたま市週休2日試行工事」実施要領』に定められているほか、必要に応じて別途協議するものとする。

附 則

この特記仕様書は、令和6年4月1日より施行する。